

概要版

京都府教育振興プラン

—つながり、創る、京の知恵—
(平成28年度改定版)



✿ 京 都 府 教 育 委 員 会

改定の趣旨とポイント

趣 旨

京都府教育委員会では、平成23年に「京都府教育振興プラン」を策定し、学力向上対策、高校入試制度改革などに取り組んできたところですが、本プランの策定後に生じた社会情勢の変化や国の教育改革の動向を踏まえて、今後の5年間に必要な施策を盛り込むこととしたものです。

- 1 プラン策定後の社会情勢の変化
 - 自然災害、いじめや体罰による子どもの自殺、通学中の交通事故など、子どもの命に関わる大きな災害や事件・事故
 - 子どもの貧困問題
 - 少子化、人口減少問題 等
- 2 プラン策定後の国の教育改革（予定含む）
 - 道徳の教科化
 - グローバル人材の育成
 - 主体的・協働的な学習の推進 等

ポ イ ン ト

1 社会の変化に対応できる力を身に付けるための教育の推進

- 子どもが主体的・協働的に学習する取組の推進
- 教育において、障害の有無にかかわらず誰もが共にいきいきと暮らしやすい共生社会づくりの推進
- ライフデザインを考える力の育成
- 主権者として自ら判断し行動できる資質や能力の育成
- グローバル化に対応できる人材の育成

2 すべての子どもが安心して学校に通うことができる環境づくり

- 安心・安全な教育環境の整備として、
 - いじめ、暴力行為対策の充実、不登校の子どもへの支援の充実、
 - 経済的に困難な環境にある子どもへの支援の充実
- 府立高校とその課程や学科の在り方の検討
- 府南部地域に特別支援学校を新設

3 その他、今後5年間で実施すべき施策

- 薬物乱用の防止・根絶に向けた教育の推進
- たくましく健やかな身体の育成に向けた食育の推進
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えたスポーツの推進
- 家庭教育への支援としてのネットワークづくり

京都府の教育の基本理念

「つながり、創る、京の知恵」

山城地域から丹後地域まで、京都府内の各地域において、先人が積み重ねてきた伝統・文化、知識や技術などは、人々の営みの中から生み出された、生きていくための「力」であり、ふるさと京都が誇る「知恵」であると言えます。

つなげる

それぞれのふるさとに息づく様々な「知恵」を理解し、大切にすることで、その「知恵」を過去から現在、そして未来へとしっかり受け継いでいく。



創る

受け継いだ「知恵」を自らのものとし、自らの成長とともに新たな視点を取り入れて、さらに豊かなものにしていく。

これらに楽しさや喜びを感じられることが、一人一人が京都の未来を創造していく力になります。

また、これからの時代の地域を支えるのはそこに住む人々の総合的な力であり、地域づくりの基本となるのは「人づくり」です。人づくり、すなわち教育こそが、京都の明日を切り開く原動力となるのです。

京都府教育委員会では、教育基本法に掲げられた教育の基本理念を踏まえつつ、今後目指す人間像を上のように考え、京都ならではの教育を通じて、子どもから大人まですべての人々が生涯にわたって力強く歩み続けることができる人づくりを進めています。

目指す人間像

◆歴史と伝統にはぐくまれた京都の知恵をつなぎ、

自然、人、社会とつながる人

礼儀と規律を重んじ、人を思いやり共に助け合い、積極的に社会と関わりながら、地域ではぐくまれた文化を愛し育て、次代の京都を支える人間

◆積み重ねられた知恵を活用し、

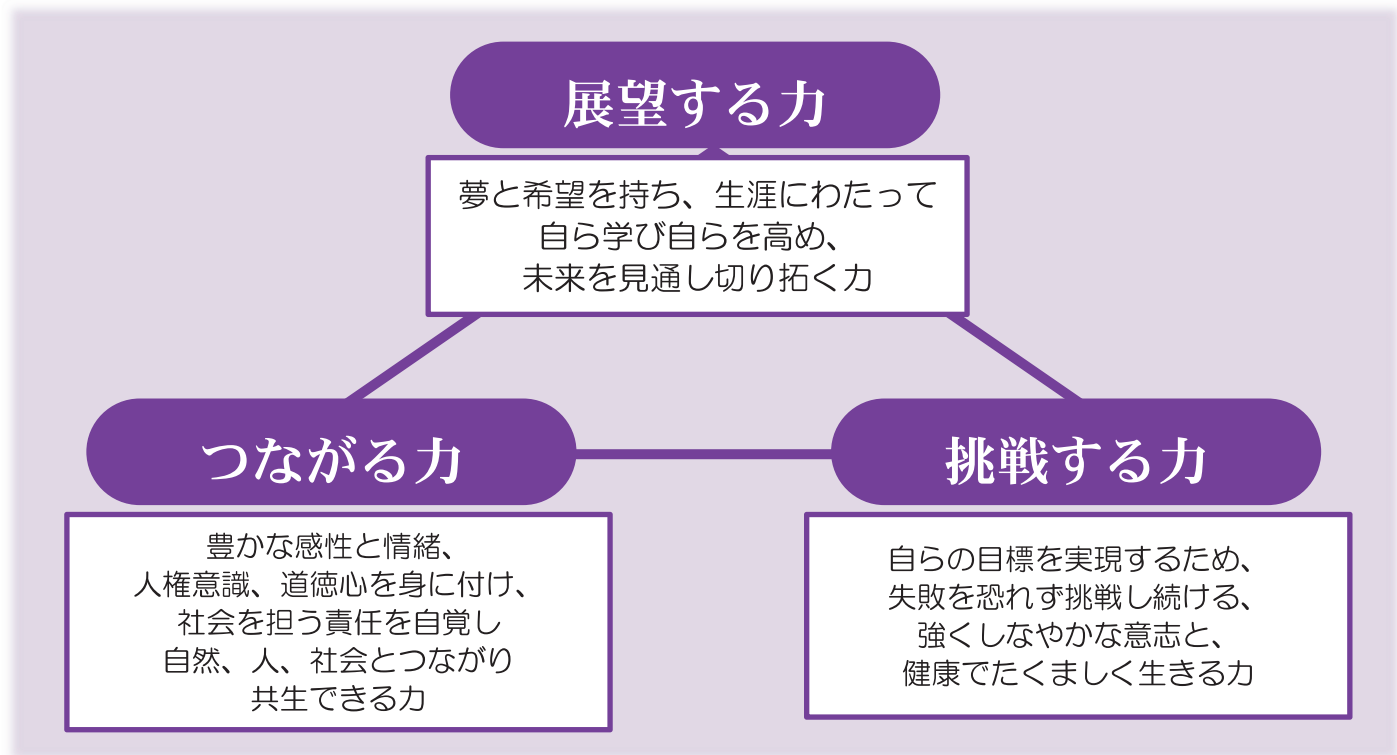
新しい価値を創り出して世界に発信する人

高い志とグローバルな視野を持って、自らの能力や可能性を最大限に伸ばし、創造力豊かにこれからの社会づくりに貢献できる人間

はぐくみたい力

教育が果たすべき役割は、一人一人が自立的に社会に参画し、人権尊重を基盤として共に支え合いながら、地域社会の一員としての役割を果たすために必要な「力」を養うことです。

「目指す人間像」に向けた人づくりのため、これまで「生きる力」「知・徳・体」として表現されていた概念を、3つの「はぐくみたい力」としてより具体的にあらわし、これら3つの力の調和を大切にした教育を進めます。



「包み込まれているという感覚」

「私は、かけがえのない存在として、愛され、見守られている」
「私は、共に支え合い助け合う仲間として、信頼されている」
「私は、この社会の一員として、責任ある行動を期待されている」

誰もが、かけがえのない一人の人間として、周囲の人々に支えられ、生かされています。しかし、それを感じることができなければ、その想いに応えて「がんばろう」という気持ちは生まれません。

温かくて厳しい、こうした周囲からの愛情や信頼、期待などに

包み込まれているという感覚

こそが、安心や自信、誇りや責任感をもたらし、自ら、「未来を展望し」「自然、人、社会とつながり」「挑戦し続けて」いこうという意欲を引き出し高めるものと考えます。

特に、困難な状況におかれた子どもは、こうした感覚を持つことが難しくなっています。すべての子どもを愛情と信頼と期待とで包み込んでいくこと、すべての子どもが「包み込まれているという感覚」を実感できるようにしていくことが、教育に関わる者の責務のひとつであると考えます。

施策推進の視点

京都府の教育の基本理念を実現していくために、今後様々な施策を推進していく上で、すべての施策に共通して常に持つべき視点として、次の3つを掲げています。

社会総がかりで取り組む教育

子どもが心身ともに健全な成長を遂げ、人や社会とつながり、共に生きる心をはぐくむためには、子ども一人一人に対して、学校はもとより、家庭、地域社会、行政が、それぞれの役割と責任を果たしながら協働し、社会総がかりで取り組むことが大切です。

大人が生涯にわたって学び続けるその成果を次代を担う子どもの教育に活かすこと、子どもの健やかな成長に関わる中で、大人も子どもも共に学び成長することが望まれます。

幼児期から成人までを見通した教育

発達の段階に合わせて、健やかな身体、豊かな心、質の高い学力をバランスよくはぐくむためには、基本的な学びの場である学校が校種を越えてつながるなど、幼児期から成人までの見通しをもった教育を進めていくことが大切です。

京都の力を活かした教育

次代の京都を支え、新しい価値を創り出していく人づくりのためには、地域のつながりや人材、自然、伝統や文化など、ふるさと京都が持つ様々な力を活かした京都府ならではの教育を進めていくことが大切です。



京都の未来を創造する人

重点目標 1

質の高い学力をはぐくむ



重点目標 2

人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ



重点目標 3

たくましく健やかな身体をはぐくむ



(1) 基礎・基本の定着

- 学力テストによる客観的な学力の把握、分析と一人一人に応じた指導方法の工夫・改善
- ICTを活用した学習支援教材など一人一人の学力の状況に応じた学習を支援

(2) 活用する力の育成

- 主体的・協働的に学ぶ学習など、指導方法の工夫・改善
- 発達の段階に応じた「ことばの力」やコミュニケーション能力の育成

(3) 学習意欲の向上

- 理数などに関する知的好奇心や探究心の育成、主体的・協働的な学習の推進
- タブレット端末を活用した双方向の学習などによる学習意欲の向上

(4) 人を思いやり、尊重する心の育成

- 「京のこども 明日へのとびら」や「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」などを活用した道徳教育の推進
- 世代間交流や集団活動などによる、人を思いやり命を大切にする心の育成

(5) 豊かな感性、情緒の育成

- 本物の自然・文化体験活動などを通じた、感性や情緒、創造力の育成
- 「古典の日」を中心にした、古典に触れ、親しむ機会の拡充

(6) 読書活動を通じた創造力、表現力の育成

- 子どもの読書活動を推進し、創造力や表現力を育成
- 読書ボランティアとの連携など、読書に対する興味・関心を高める取組の推進

(7) 京都の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心と技の育成

- 京都の自然・歴史・文化・産業などを学ぶ機会の充実を図ることによる次代の京都づくりに向けて行動できる人材の育成
- 専門家による文化系部活動への指導など、伝統・文化の次世代への継承を図る取組の推進

(8) 体力の向上

- 「京の子ども元気なからだスタンダードPLUS+」の活用など、積極的に運動やスポーツに取り組む習慣を身に付ける取組の推進
- 総合型地域スポーツクラブと連携した健康や体力向上を図る取組の充実

(9) 健やかな身体の育成

- 基本的な生活習慣の確立に向けた啓発など、健やかな身体をはぐくむ取組の推進
- 警察や学校薬剤師などと連携した薬物乱用防止教室の更なる充実など、薬物乱用の防止・根絶に向けた教育の推進

(10) 食育の推進

- 食に関する正しい知識と望ましい食習慣が身に付くよう、食事の重要性などを学ぶ取組の推進
- 和食の保護・継承や京の食文化への理解を深めるために献立の工夫を図るなど、学校給食を生きた教材として活用した取組の推進

づくりに向けた教育の推進

重点目標 4

一人一人を大切にし、
個性や能力を最大限に伸ばす



(11) 魅力ある学校づくりの推進

- 特色ある教育活動の推進やスペシャリスト教員の採用など、魅力ある学校づくりの推進
- 大学の資源を活かした、各学校の特色をより明確にする工夫を凝らした授業の展開

(12) 人権教育の推進

- 人権問題の解決に向けて、自ら考え行動する態度を育成するための学習教材の開発や指導方法の工夫・改善
- 学校非公式サイトでの監視など、匿名性や情報発信の容易さを悪用した人権課題に対応する取組の充実

(13) 特別支援教育の推進

- 教員の専門性を高めるとともに、授業のユニバーサルデザインを進めるなど、障害のある子どもへの適切な指導の推進
- インクルーシブ教育システムの構築など、障害の有無にかかわらず共にいきいきと暮らしやすい社会を目指す取組の推進

(14) 幼児教育の推進

- 小学校への体験入学や保育所、幼稚園、認定こども園への出前授業など、学校生活への適応と生活・学習習慣の確立に向けた支援の推進
- 幼稚園教諭を対象にした研修など、資質・能力の向上を図る取組の推進

(15) キャリア教育の推進

- 企業と連携した職業体験やインターンシップなど、発達段階に応じた職業観をはぐくむ取組の推進
- 雇用状況や社会制度の学習、自身の過去を振り返り将来を展望することなどを通して、ライフデザインを考える力をはぐくむ取組の推進

(16) スポーツの推進

- ジュニアアスリートの発掘・育成や競技力向上を目指した取組の推進
- 障害者がスポーツに参加しやすい取組の推進

重点目標 5

社会の変化に対応し、
より良い社会の構築に貢献
できる力をはぐくむ



(17) 規範意識やコミュニケーション能力などを高める教育の推進

- 規範意識を高め実際の行動に移す力を育成するなど、よりよい社会の実現に向けて主体的に行動できる力を育成
- 企業等と連携した体験活動などによりルールやマナーを学び、様々な世代の人と交流することによる、規範意識やコミュニケーション能力の育成

(18) 公共の精神や社会参画の意識をはぐくむ教育の推進

- ボランティア活動などを通じた、地域とつながり、地域社会の活性化に貢献する意識の育成
- 地域の身近な問題に関心を持つ学習活動や体験活動の充実による、主権者として自ら判断し行動できる資質や能力の育成

(19) 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の推進

- 情報通信に関するルールやマナーを身に付けさせるなど、情報社会の特性を理解し、安全に利用するための取組の推進
- 少子化が重要な課題となる中で、中高生が家族の大切さ、妊娠や出産に関する知識などを学ぶ取組の推進

(20) グローバル化に対応できる人材の育成

- 外国人への観光ガイドや華道・茶道を一緒に体験するなど、京都の伝統・文化を発信する取組の推進
- 海外留学の際の認定履修単位数の拡大や経済的支援など、留学しやすい環境づくりを推進

京都の力を活かして一人一人の

重点目標 6

安心・安全で充実した 教育の環境を整備する



(21) 学校危機管理・安全対策の充実

- 防災・減災教育の実施など、危機対応能力を身に付けさせる取組の充実
- 通学路安全対策や自転車交通安全教室など、登下校時の安全に係る取組の充実

(22) いじめや暴力行為の防止対策の充実

- すべての子どもを対象にしたいじめのアンケート調査、個別の聞き取り調査による早期発見・早期対応の推進
- 警察と連携した非行防止教室や課題の大きい学校への教員配置の充実など、暴力事象の減少を図る取組の推進

(23) 不登校の子どもへのきめ細かな支援の充実

- 教育相談機能の充実、フリースクールなどと連携した学習機会の提供
- 多様な経験を持つ児童生徒に向けた柔軟な教育システムの構築など、一人一人のニーズに応じた教育の推進

(24) 経済的に困難な環境にある子どもへの支援の充実

- 早期に生活支援や福祉制度に繋げるための「まなび・生活アドバイザー」の配置の推進
- 個別補充学習や地域未来塾など、ライフステージに応じた学習支援の充実

(25) 学校施設整備の充実

- 府立学校施設の計画的な改修の推進
- 小・中学校の耐震化や老朽改修への支援

重点目標 7

学校の教育力の向上を図る



(26) 質の高い教育環境の充実

- 社会の変化や地域の実態に応じた府立高校の在り方の検討、府南部地域への特別支援学校の新設
- 学校現場におけるICTの利活用の推進

(27) きめ細かな指導体制の充実

- 「子どものための京都式少人数教育」の推進
- スクールカウンセラーなど、教員以外の多様な専門スタッフを配置し、チームとして指導ができる体制の充実

(28) 教職員が子どもに向き合える環境づくり

- 部活動指導を行う外部人材を配置するなど、教員の負担を軽減する取組の推進
- 子どもへの心理的・福祉的サポートができる専門スタッフを配置するなど、教員だけでは対応困難な課題に対応できる体制づくりの推進

(29) 教職員の資質・能力の向上

- ライフステージに応じて必要な研修を計画的に受講できる研修システムなど、教員の資質や指導力の向上を図る取組の推進
- 教員志望の大学生への学校現場での実習機会の充実など、大学と連携した優秀な人材の確保

(30) 校種間連携の充実

- 保育所、幼稚園、認定こども園と小学校の教職員の交流を深めるなど、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る取組の推進
- 小学校高学年において専門性を活かした学習指導を充実するなど、中学校への円滑な接続を図る取組の推進

(31) 家庭や地域社会とつながり、信頼される学校づくり

- 学校から家庭や地域への積極的な発信など、地域に開かれた学校づくりの推進
- 京都府の実情を踏まえた京都式のコミュニティ・スクールを検討するなど、保護者や地域住民の参画による学校づくりの推進

学びを支える教育環境づくり

重点目標 8

すべての教育の出発点である 家庭教育を支援する



(32) 学習機会の充実

- 子育て・親育ち講座など、子育てに関する学習機会の提供
- 子どもの発達に応じた家庭教育に関する学習資料の作成など家庭教育を支援する取組の推進

(33) サポート体制の充実

- 家庭教育に関する電話相談や家庭教育カウンセラーによる巡回相談の実施
- 「まなび・生活アドバイザー」の配置拡充など、福祉などの関係機関と連携した家庭への支援の充実

(34) ネットワークづくり

- 子育てや親育ちに関するフォーラムを開催するなど、関係機関と連携したネットワークづくりの推進
- PTAと連携した保護者同士のネットワークづくりの推進

重点目標 9

地域社会の力を活かして 子どもをはぐくむ環境を つくる



(35) 子どもの活動の場の充実

- 地域の特色を活かした体験・学習活動など、子どもの居場所づくりの推進
- 様々な課題を抱える子どもが身近な集会所などで学習できる環境づくりの推進

(36) 学校を支援する活動の充実

- 府民の多様な生涯学習の成果を学校の支援に活かす場や機会の充実を図る取組の推進
- 地域による学校支援と学校による地域貢献の双方向の活動を通じた地域コミュニティの活性化を図る取組の推進

(37) 子どもの健全育成のための環境づくり

- PTAなどと連携して地域の関係者が参画するネットワークを充実するなど、地域全体で子どもをはぐくむ環境づくりの推進
- 地域住民による声かけ、あいさつ、見守り運動など、地域で子どもを見守る取組の支援

重点目標10

生涯学習社会の実現に向けて 学習環境を充実させる



(38) 生涯学習環境の充実

- 文化財の公開や専門家による出前講座など、現場を体感しながら歴史・文化を学ぶ取組の推進
- 府立丹後郷土資料館をリニューアルするなど、地域の歴史文化遺産の魅力を発信

(39) 生涯スポーツ環境の充実

- 高校生と高齢者が一緒に運動する取組などを通じて、生涯にわたってスポーツに親しめる環境を充実
- 関西ワールドマスタースゲームズ2021に向けた機運の醸成を図るなど、生涯スポーツの推進

(40) 生涯学習施設などを活用した学習活動の充実

- 府立図書館において、集い、学び合い、議論する「知的な交流の場」を創設するなど、府民ニーズに応える取組を充実
- 府立り湊少年自然の家を活用した自然体験活動や集団宿泊体験活動の充実

計画の位置づけ

教育基本法第17条第2項において地方公共団体が定めるよう努めることとされている教育振興基本計画であり、歴史と伝統にはぐくまれたふるさと京都が持つ様々な力を活かした「京都府ならではの教育」を進めていく指針となるものです。

■ 教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

計画の期間

平成23年度から平成32年度までの10年間です。

なお、重点目標と主要な施策の方向性については、施策の進捗状況や新たな課題、社会状況の変化などを踏まえ、中間見直しを行いました。

計画の着実な推進に向けた施策の在り方

この計画は、京都府の教育の振興のための施策に関する基本的で体系だった指針となるものです。このため、個別の施策に関しては、新たな課題や社会状況の変化を踏まえて、PDCAサイクルにより施策立案を行う「アクションプラン」などで具体化して予算化を図るとともに、毎年度掲げる「運営目標」などにより重点化を図ります。

プランについて

関係機関等との連携・協働

○市町（組合）教育委員会との協働

京都府教育委員会と市町（組合）教育委員会は、適切な役割分担と相互の協力の下、京都府の教育行政を力強く推し進めてきました。今後も、計画の着実な推進に向けてより一層連携を強め、京都府の教育のさらなる振興のために協働していきます。

○国への働きかけ

計画に掲げた目標を着実に推進していくために、国に対して必要な制度改正や財政上の措置を講じるよう働きかけていきます。また、教育の課題に現場の視点を取り入れながら迅速かつ的確に対応する京都府の教育改革の取組を進め、これを全国に発信していきます。

○京都府の関係部局等との連携

教育を取り巻く様々な課題に対応するために、文化スポーツ・健康福祉・警察をはじめとする関係部局相互の連携をこれまで以上に深め、それぞれの施策が相乗的な効果を生み出すよう努めます。

○家庭や地域社会との協働

子どもの教育について第一義的責任を有する家庭と、次代の地域を担う子どもの健やかな育ちを支える力を持つ地域社会と協働した取組を進め、それぞれの役割と責任を果たせるよう支援していきます。

計画の進捗状況の点検

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育委員会の事務の点検・評価を通じて、計画の進捗状況について毎年度点検を行い、府民に対する説明責任を果たしていきます。

■ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

京 都 府 教 育 委 員 会

平成28年 3 月発行 京都府教育庁管理部総務企画課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話 075-414-5707

ホームページ <http://www.kyoto-be.ne.jp/> （計画全体はホームページに掲載しています）